

## 【厚生労働省】

日時：7月18日（水）11：00～11：30

場所：厚生労働省 1 F 共用第 4 会議室

対応：雇用均等・児童家庭局育成環境課子ども手当管理室指導係長、同事務官

5

## 児童手当による学校給食費等の徴収について

児童手当法の一部を改正する法律の施行にともなう給食費等の徴収については、保護者と学校、教育委員会事務局、児童手当担当部門の間で煩雑な事務が生じることが予測される。

10

また、児童手当支給時期の関係から食材提供業者等への支払いに混乱を生じるなど検討すべき課題が多くある。

さらに、給食費を含めた学校徴収金が私費会計として処理されている場合には、法的根拠や責任の所在が極めて不明確となっている。

15

以上のことから、学校給食費については公会計処理を前提とし、すべての児童生徒を対象とする児童手当からの自動徴収や、自治体における事務負担の軽減について、改善をはかること。

20

自治労 本日は、新しく子ども手当が児童手当に変わり、給食費等の自動徴収について、私どもの要求を聞いていただきながら、情報交換をさせていただきたい。

25

自治労 まず、従来の子ども手当の際と同様、児童手当 Q & A に児童手当から給食費等を保護者の同意を得て、市町村が徴収できるという記述があった。昨年の子ども手当特別措置法の施行のときに、私どもの方から、その点については法的に難しいのではないかと話した。総務省から問題じゃないのかという話があったが、その点についてはその後調整したのか。クリアできるのかどうか。

30

厚労省 基本的には文部科学省で制度を設計している。その中で総務省と調整したものを確認した上で厚労省は各自治体に示している。文科省の方から、特にその辺について問題があって修正するべきという話は受けていない状態である。

35

自治労 去年話した際に、この天引きの話は文科省から頼まれてのことだという話もあった。実は私どもに対して、総務省は文科省との間の調整がうまくいっておらず、給食費の扱いについて、今のままで扱うことは地方自治法210条、235条の4第2項に反するので問題であるため、文科省に対して検討を求めているという話があった。そこにちょうど子ども手当の話が出て、学校給食費等について、保護者からの申し出があれば天引きできると。それについては色々課題があるのではないかという話を去年させていただいた。

その後、今回、児童手当から徴収できる費用について、保育料関連で拡大があった。給食費等については、「等」で例示されている。その内容は特に変わってはいないが、去年私どもが今の私金会計の処理の中では、自治体が徴収するのは難しいのではないかという話をした。そのあたりについてその後、文科省とやり取りはしていないということか。

厚労省 情報提供というか、自治労さんからの要請を受けて、こういう話があったという情報のやり取りはさせていただいた。しかし、実際の会計の処理については、こちらからはこうしろとは言える立場にない。文科省の中でどういう判断をされるのかだ。

自治労 子ども手当の際の回答によれば、地方自治法180条の2、地教行法26条に基づき、学校長や学校職員に委任又は補助執行できるようにしておく必要があるとのことだが、私金会計であってもそのようなことができるのか。この辺りに問題があることからか、全国的に給食費を公会計化しようという動きがある。公会計にしておかないと、児童手当から自治体の歳入に入れて適正処理することはできないということなのだろう。私金会計のままではこの制度は活かしきれないと私どもは感じている。

厚労省 会計の処理の仕方については、各自治体の判断である。そのため、今後保育料のように全国的に統一ということも話としては出てくるのかもしれないが、現状としては会計の処理自体については各自治体でバラバラというか、各自治体に任せている。

自治労 保育料のような公債権か私金会計に関わらず、厚生労働省は子どものための費用として予算措置をしているはずである。それが目的を達成するために使われているのかどうか、その点については多少関心を持つべきではないか。

私ども現場の人間は、そういったお金を受け取りながら、結局、生活費等として消費してしまう例をみている。特に貧困世帯ではそれが顕著である。

そのため、天引き自体は非常に歓迎する制度であるが、もっと言えば自治体の判断で、自動で徴収できればいいのだが、それはやはり保護者の申し出がなければできないのか、政治的判断があるから申し出がなければできないのか。

厚労省 我々が確認している範囲では強制徴収するためには公債権化する必要がある。そこができていないものを同意なしで徴収するという事は難しい。

自治労 手当から徴収をする。その後実際の歳入に入れば良いのだが、そうでない場合については一回入れて、それから学校等に渡してと...そのあたりのやり取りに非常に課題がある。

5 今、実態として自動徴収している自治体は、どのくらいあるのか。昨年はまだ全然ないという話であったが。

厚労省 そのあたりのデータは把握していない。ただし各都道府県から照会を受けてはいる。

10 自治労 今後、そういったデータの収集はするのか。

厚労省 現段階ではまだであるが、データとしては持っておいた方が良くかとは思う。

15 自治労 制度の効果が上がるようにしないとモットたいないので、是非、実施していただきたい。

20 自治労 例えばQ & AのQ10にある部分、「学校給食費等とは」の部分で給食費については、公会計にしているところもあるが、他に列挙されている学級費、児童会費、修学旅行費等については公会計でやっているところはほぼないのではないかと思う。それでもここに例示として挙げられて、市区町村が自動徴収できるようにしているということは、その後の処理については、厚生労働省としてはあまり考えていないというか、お任せしているということなのか。文科省から言われたからこのように対応しているということか。

25 厚労省 もちろんその部分はある。各自治体からこういう費用は徴収できるのかという照会があり、それを文科省とも確認した上で、児童手当の趣旨に合致しているものであれば可能性として列挙している。

30 自治労 我々は文科省にもお願いしていくつもりだが、せっかくこういった形の制度があるのだから、実効性のあるものとしていただきたい。

今の位置づけだと、その会計を扱うこと自体も職務専念義務違反、あるいは地方自治法に違反しているという話が出ている状況であり、我々としても非常に微妙な立場に立たされているという点をどうかご理解を頂きたい。

35 例えば総務省は、「聞かれたら違反だと答えるけれども、積極的に直せとは言いがづらい」と言っている。皆それぞれの立場があるのだろう。しかし現場は非常に困っている。

自治労 自動徴収についてはどうやって実現していったらいいのか、アドバイスを頂きたい。先ほども言ったが、滞納している家庭ほど申し出はしてくれない。

厚労省 それはそうだろう。

5

自治労 そういう家庭はなかなか難しい。その辺りについて、何らかの手立てができないのかと。

厚労省 保育料と同様の制度とするのが一番の方法かとは思いますが、法改正をどうするかが課題だ。

10

自治労 市町村とやり取りする仕組みが煩雑であったり、あるいは公会計にしているところもシステムの見直しをしなければいけないので経費も要するとの話をしたら、既存システムとの接続に要する経費については厚労省でみるという話もあったが、そのあたりについては変わっていないのか。

15

厚労省 あくまで児童手当と関連する部分に限定されてしまうが、引き続き安心子ども基金でシステム改修費をみていく。

20

自治労 実際に利用している自治体はあるのか。

厚労省 私どもは学校給食費自体を自動徴収しているところを把握しているわけではなく、基金の担当も児童手当の担当とは別であるため、申し訳ないが実際には把握しきれていない。

25

自治労 私どもは、一番に公教育の無償化を求めている。親の経済格差に関わらず、子どももの学習権をきちんと保障していきたいというのが第一にある。それを前提として、まずは給食費については公会計化して、そこに公費を入れていくべきと考える。例えばこういう児童手当をその中に充てていくべきではないか。

30

繰り返しになるが、そういった形を実現するためには、例えば児童手当を所管する厚生労働省も、「うちが出しているお金が適正に使われていないようだから、見直すべきところは見直して下さい」と関係省庁に申し入れていただきたい。

厚労省 そこは関係省庁と連絡を取りあい、情報提供し合って確認しあっていきたい。

35

自治労 分かった。大変お忙しい中、なかなか答えづらい内容もあったと思うが、私どもの思い、あるいは現場で苦しんでいる私たちの状況も理解いただきながら、是非この制度が有効に機能するように、関係省庁に働きかけていただくよう求める。